

力を行い、そこから生まれる意見や提言をまちづくりに有効活用していくことを定めています。

まちづくりを進める際、地域に暮らす市民の活動から生まれる意見や提言はとても重要ですが、観光客をはじめ、市外でコミュニケーション活動などを行っているほかの地域の住民の経験などに基づく意見や提言は有用であり、まちづくりの飛躍につながります。



▲全国から大学生が集い、登別市の観光政策について提言を行った『第1回全国大学政策フォーラムin登別』

## 国及び関係する自治体等との連携

**第12条** 市は、まちづくりを進めるにあたり、国及び関係自治体等との連携・協力に努めなければならない。

### 解説

この条は、市は、まちづくりを進めるに当たり、行政区域を越えた共通の課題の解決などを図るため、国や関係

する自治体などとの連携・協力を努めなければならないことを定めています。

地方分権の進展により、地方自治体の自主自立が求められており、各自治体は持てる財源や地域資源を有効に活用する必要があります。

そのため、一つの自治体のみで地域住民の福祉の向上を図るよりも、国やほかの自治体と連携して事務事業を進める方が効率的で質の向上を図ることができる場合があります。

## 国及び道への意見・提案

**第13条** 市は、国及び道と対等・協力の関係にあることを踏まえて、自らの公共課題の解決を図るとともに、市の自主的、自立的発展のために、国及び道に対して政策及び制度の改善等に関する意見・提案を積極的に行うものとする。

### 解説

この条は、国・道と対等・協力の関係、いわゆる『パートナーシップ』の関係のもと、自らの公共課題の解決を図るとともに、市の自主的、自立的発展のため、国・道に対して政策や制度の改善などに関する意見・提案を積極的に行うことを定めています。

いわゆる『地方分権一括法（11年用語解説⑤参照）』の施行により、機関委任事務（11年用語解説⑥参照）が廃止され、国と地方との関係が制度的に

も『対等・協力』と位置付けられまし

た。そのため、地方自治体は自己決定・自己責任の原則の下、より地域の実情に応じた行政運営を行うことが求められ、また、都道府県と市町村の関係についても、対等・協力の関係の下で、地方分権型社会にふさわしいパートナーシップの構築が求められています。

## 国際交流活動

**第14条** 市民、市及び議会は、国際社会における自治体の責任と役割を深く認識し、まちづくりにおける国際的な交流・連携に努めるものとする。

### 解説

この条は、まちづくりの主体者である市民や市、議会は、国際社会における登別市という自治体としての責任と



▲修研の受け入れからデンマーク料理教室が、デンマーク料理教室の開催に協力をしたデンマーク料理教室の開催に協力をしたデンマーク料理教室の開催に協力をした

役割を深く認識し、まちづくりにおける国際的な交流や連携を図るよう努めることを定めています。

交通機関や情報機器の発達により、海外との接点を持つことが容易になった今日、平和、人権、環境、エネルギーなどの地球規模の諸問題についての対応が地方自治体においても重要性を増してきており、異なる歴史・文化を持つ人びとと交流の輪を広げ、一人ひとりが国際理解を深める必要があるとされています。

## 第5章 行政の政策活動

### 総合計画

**第15条** 市は、市の将来のあるべき姿を明らかにする基本構想及び基本構想を実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）を広く市民の参画のもとに策定しなければならない。

- 基本計画を具体的に実施するにあたり、実施計画を策定する。
- 実施計画は、行政評価や財政状況を踏まえて策定しなければならない。
- 実施計画において実施する政策は、一覧表で表示するとともに、市民にわかりやすく公表しなければならない。
- 総合計画以外に特定の政策分野における基本的な方向を明らかにする個別計画等を策定する場合は、総合計画との整合性を図るものとする。